



ロータリーは
分かちあいの心

WEEKLY REPORT

ROTARY CLUB OF NAGOYA MEINAN

URL <http://www.meinan-rotary.com> E-mail info@meinain-rotary.com



07-08年度 RI会長
ウィルフリッドJ.ウィルクンソン

名古屋名南ロータリークラブ

■承認/1991年3月8日 ■例会日/火曜日・PM6:30
■例会場/名古屋マリオットアソシアホテル
■事務局/〒450-6002 名古屋市中村区名駅1丁目1番4号
名古屋マリオットアソシアホテル2202号
TEL.052-586-2043 FAX.052-586-2054
■会長/大隅 紀郎 ■幹事/杉山 隆秀 ■会報委員長/西村 己恵子

第796回

2007年11月27日(火) 曇り 第20回

～ロータリー財団月間～

斉唱 我等の生業
出席 会員 75名 (出席率算入人数 64名)
出席 45名 出席率 70.31%
前々回補填率 100% (11月13日分)
ゲスト 名古屋保護観察所 所長 廣田 玉枝氏

◆会長あいさつ◆

会長 大隅 紀郎さん

チェンマイの養護院に浄水機を設置したことについてお話しします。当初は学校の水飲み場に浄水機を設置する予定でしたが、こちらは市の公共の建物ということで問題があり寮のほうへ設置しました。寮に関しては、ドンチャン寺院のお坊様の奉仕の一つとして行っている部分であるから、遠慮なく寄付していただいていたということでした。



今回のタイ旅行につきましては、私どもの業界の研修旅行がバンコクでございまして、バンコクで2日間研修して、1日をチェンマイに、この行事に参加していただくために変更していただき、ロータリー活動の広報ということで参加していただきました。

浄水機を引き渡した日はチェンマイのお祭りにあたり、日本で言う8月のお盆でした。前日、飛行機が1時間ほど遅れて、なぜなのか分からなかったのですが、現地に着きましたら空に数百から千個ぐらいの、紙で作った熱気球がビュンビュン飛んでるわけです。それに付けた花火が尾を引いて、空が花火だらけの感じでもきれいでした。あくる日の25日は送り火の日で、青森のねぶた祭りのミニチュア版といった感じのモニュメントが、旧チェンマイ城のお堀の周りにずらっと並んでいました。

また来年もこういう企画があるかと思っておりますので、皆さん参加されて、そういうお祭りを見られたらいいんじゃないかなと思っております。

◆幹事報告◆

幹事 杉山 隆秀さん

1. 年会費を納めていただく時期になりました。次週、出席袋の中に、郵便振替の票をお付けしたものを同封しておきますので、よろしく願います。
2. 次週理事会があります。お忘れのないようお願いいたします。

3. 事務局に空の額縁が20個ほどあるそうです。欲しいかたは事務局までお申し出ください。
4. ビールの代金ですが、まれにお金が少し合わないという話が出ました。ビールは1本800円ですので、お間違いのないようお願いいたします。

◆ニコボックス◆

*名古屋保護観察所 所長 廣田 玉枝様より過分に御協力いただきました。

*廣田様の卓話楽しみにしております。

平沼 里子さん	加藤 英敏さん	木村 猛さん
川村 繁生さん	小坂井重樹さん	久米 伸治さん
三浦 和人さん	真木 實さん	柴田 照子さん
犬飼りさ枝さん	平野鶏奈子さん	東山 直史さん
江村 雅夫さん	中村 勝さん	細井 俊男さん
杉本 勇さん	山崎 淳さん	水谷 誠さん
鈴木 享さん	田中 一雄さん	小野 雅之さん
森田敏二三さん	中西 芳子さん	伊藤 博昭さん
田中 省三さん	三浦 隆さん	

*無事にタイのチェンマイ・ドンチャン寺院に併設の養護施設に浄水機を引渡し完了しました。

大隅 紀郎さん
*明日、岡崎 RC で卓話をします。 坂本 晃さん
*瀬戸内寂聴さんの講演とても勇気を頂きました。感謝。

坂田 信子さん
本日合計 56,000円 累計 998,000円

◆委員会報告◆

●国際奉仕委員会 委員長 杉本 勇さん

チェンマイのドンチャン寺院に併設された養護院に浄水機を設置しました。

チェンマイでは、事情のある子どもさんを厚生施設ではなくてお寺で預かってもらい、専門職もつけてお寺から学校に通わせ、一般の社会人にするという形をとっています。500人の子どもさんを預かって、専門知識をつけさせて、それを続けるということは大変なことです。大変素晴らしいお坊さんだと感激いたしました。

今回はニコボックスから出していただきましてありがとうございました。

●ゴルフ部会 幹事 細井 俊男さん

ゴルフ部会の忘年会を12月5日の6時30分から、あつた蓬莱軒 神宮南門店で行います。

今日締め切りですので、終わるまでにお返事をいただきたいと思ひます。

第798回例会(12月11日)のご案内

フリートーカー例会

◆外部卓話◆

●「更生保護ってご存知ですか」

名古屋保護観察所 所長 廣田 玉枝氏

皆さん、こんばんは。名古屋保護観察所の廣田と申します。

犯罪や非行、こういったものをなくしていこうというのを「刑事政策」と言いまして、国の仕事になります。検察庁、裁判所、刑務所、少年院、全て「刑事政策」という国の仕事になります。その一番最後を担当していますのが更生保護という仕事です。犯罪・非行をした人が処分を受けて、最後によき社会人として歩み直すというときに受けるのがこの更生保護です。

少年の場合、悪いことをしますとまず警察に捕まります。そして、事件が非常に重大とか、本人に問題が大きい、家族の状況もあまり芳しくないという場合には、少年鑑別所に入ります。そうでなかったら、警察で調べを受けて、おまわりさんに怒られて家に帰るわけです。そのあと家庭裁判所へ事件が回り、大人の裁判に当たる審判を受けます。

小さな非行で、審判・処分なしで終わってしまうことを、審判不開始と申します。その次の段階で、これはちょっと問題があるなという場合審判を開きますが、特に処分はいたしません。これを不処分と申します。その次の段階が、保護観察所で担当しております保護観察という処分になります。これを「1号観察」といい、ここまでは裁判所の審判のあと家に帰ることができます。その次に、家に帰れない「少年院送致」というのがあります。少年院になりますと、審判のところから鑑別所へ戻って、そこから少年院へ送られることになります。少年院を退院すると保護観察が付きますが、これを「2号観察」と呼んでおります。

大人の場合は、警察に捕まり罪を犯したと認定された場合、一番軽いのが罰金です。それで済まない場合執行猶予になります。子どもの場合と同様、大人の場合も警察からいったん家に帰れる場合と、拘置所に入って刑事裁判所で裁判を受ける場合があります。これを未決拘留と言います。

執行猶予というのは、例えば懲役1年執行猶予3年という判決だったとしますと、3年間の執行猶予期間を無事に過ごせばその1年間の懲役というのはなかったことにしましょう、というものです。ただ執行猶予も2種類ありまして、さっき申しました懲役1年執行猶予3年の場合、「ただしその執行期間中保護観察に付する」という重いほうの執行猶予というのがあります。これを「4号観察」と言います。

執行猶予で済まなかったら実刑ということで、懲役あるいは禁固ということで刑務所に入ります。

刑務所で過ごす期間ですが、例えば懲役1年で実刑になった場合、1年間まるまる刑務所に入って出てくることを満期釈放と言います。そうではなく、刑期の10%か20%を残して、早めに出てくることを仮釈放と言います。刑務所からの仮釈放を許された人については、残った刑期、保護観察を受けてもらうという仕組みがあり、これを「3号観察」と呼びます。

日本で1年間に刑務所から出てくる人は、3万人ほどおられます。その中で満期釈放が1万4,000人ぐらい。残りの1万6,000人が仮釈放で、保護観察を受けているというのが現状です。

例えば、強盗殺人などで無期懲役になりますと、無期懲役というのは仮釈放が前提になっています。仮釈放されると、そのあと本人が死ぬか恩赦になるかどちらかにな



るまで、ずっと保護観察を受けることになります。

ところで、保護観察っていったい何するの、という話ですが、日本には保護司制度がありこれは世界でも珍しい制度です。ヨーロッパとかアメリカとかは、全部国家公務員の本職の者がやっていますが、日本の場合は民間のボランティアのかたが犯罪・非行をした人を直接指導しています。私たちは保護観察官という立場になりますが、一人で100～200件近く担当していて、その全てを自分で指導できませんので、これは保護司さんをお願いします。保護観察を受けている人を「対象者」と呼びますが、対象者と保護司さんは大体月3回ほど面接をしなければなりませんので、対象者の近くに住んでいる人が担当になります。

人間が変わるには、自分の気持ちを言葉に出して整理して人に聞いてもらって、「こういうところがいけないな、自分はこういうとを変えたいんだ」と自分自身で気づくことが重要です。保護司さんはじっくりと対象者の気持ちを聞いて、本人自身のあり方というのを考えさせます。それが保護観察の処遇ということになります。

保護司さんが家に訪ねていくというのは、本人の生活実態、家族の状況とかをつかむという意味合いもありますので、その両方を含めて指導します。ちょっと問題があるなという場合には保護観察官が直接面接をしますが、それでもどうにもならない場合は、もう一度刑務所に戻したり、少年院に戻したりという手続を取り、社会の安全を守っています。

保護司さんは全国津々浦々に、5万人ほどいらっしゃいますが、保護司さんがここにいるからここで対象者が現れるというものでもありません。1度も対象者をもったことがない人もいれば、大変な人になると一人で7人ももっていたりします。

また、帰る場所がない人たちを受け入れる、更生保護施設というのがあります。全国で101ありますが、全て民間の施設で、国からいくらか委託費が出るという形です。こういった更生施設も委託費だけでなかなか経営が大変なんです。だからそういったものに対して、直接保護司になるのは無理だけれども、金銭面でなんらかの力を尽くしていこうという篤志家のかたに、更生保護協会の賛助会員としてご協力いただいております。

今年、「犯罪白書」というのが出ておまして、その中で再犯を防ぐことが重要だとされています。そのために大事なものは、支えていただく更生保護協会と、女性会、BBS、協力雇用主です。再犯の原因は、仕事安定しないことにあります。ですから、前歴を承知で指導しながら雇ってあげましょうというお気持ちを持っていただいているかたに協力雇用主として登録をいただいております。今日、いきなり皆さんに協力雇用主になってくださいという冊子を配るのは厚かましいと遠慮しまして、10部だけ事務局にお預けしています。もし、皆さんがたの会社で、社会貢献ということでこういった人も雇ってみようかなと思っただけでしたら、ぜひ登録をお願いしたいと思います。

一般の皆さんがたが犯罪や非行ということと接点があるとしたら、新聞報道やテレビですね。だけどその人たちがそのあと処分を受けたり、いろんな教育を受けて時間がかかるけれども変わろうとしている姿というのは、一般のかたには知っていただく機会がないです。ですから皆さんがた、CSRあるいは個人個人のボランティアの思いで、協力雇用主あるいは更生保護協会の賛助会員という形でご協力をいただけましたらありがたいと思います。よろしくお願いたします。